



平成 26 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名 イーピーエス株式会社
代 表 者 代表取締役会長 巖 浩
代表取締役社長 田代 伸郎
(コード番号：4282 東証一部)
問 合 せ 責 任 者 取締役グループ管理センター
副センター長 折橋 秀三
電 話 番 号 0 3 - 5 6 8 4 - 7 8 7 3

単元未満株式の買増制度導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年10月10日開催の取締役会において、単元未満株式の買増制度の導入に伴う「定款の一部変更の件」を、平成26年12月19日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元未満株式買増制度の導入について

(1) 導入の理由

単元未満株式を保有されている株主様は当社に対し単元未満株式の買取りを請求することができますが、今般、単元未満株式を所有されている株主様の選択肢の複線化を図ることを目的として単元未満株式の買増制度を導入するものです。

(2) 買増制度の内容

単元未満株式を保有されている株主様が、当社に対して、その保有する単元未満株式と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

(3) 買増制度導入の条件

平成 26 年 12 月 19 日開催予定の当社第 24 回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件としております。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

単元未満株式買増制度導入に伴い、会社法第 194 条第 1 項の規定に基づき定款第 10 条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに合わせて定款第 9 条の規定の表現を一部変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
第1条から第8条(条文省略)	第1条から第8条(現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>4. 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	(単元未満株式の買増し) <u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第10条から第47条(条文省略)	第11条から第48条(現行どおり)
(新設)	(附則) <u>第1条 第9条第4項及び第10条の新設並びにこれらの新設に伴う条数の繰り下げは、平成27年1月1日に効力が発生するものとする。</u> <u>第2条 本附則は、前条に定める定款変更の効力発生後これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) : 平成26年12月19日(金)

定款変更の効力発生日(予定) : 平成27年1月1日(木)

以 上